

＜家族の習俗＞とアソシアシオンの道徳論 ——フランス第三共和政期の「生活改善協会」を中心として——

河合 務*

Family and Association in Moral Discourse :
A Study focusing on “Ligue pour la Vie” in the Third Republic of France

Kawai Tsutomu

キーワード：家族、「習俗の無規律」、「生活改善協会」、家族結社、セクシュアリティ

Key Words : family, “indiscipline des moeurs”, “Ligue pour la vie”, family association, sexuality

I. 課題設定

フランスの出産奨励運動は、家族の「習俗」(moeurs, 以下括弧をはずす)のあり方を問題とし、習俗を立て直すことで出生率の上昇を図ろうとしてきた¹。しかし、その場合の＜家族の習俗＞なるものの内実についての検討がこれまで等閑視されてきたと考えられるのであり、本稿は出産奨励運動において論じられた「習俗の無規律 (l'indiscipline des moeurs)」をひとつの鍵概念とした運動団体「生活改善協会 (Ligue pour la vie)」²に焦点をあてることで＜家族の習俗＞のあり様にアプローチするものである。

「習俗の無規律」というタームは、同団体の設立者であり初代会長であったポール・ビュロー (Paul Bureau, 1865-1923) の主著³ (1920年) のタイトルであり、同団体の教育への関心の所在を示すものとして注目に値する概念である。「習俗を認識し批評する作家」は「モラリスト」と呼ばれるが⁴、 「生活改善協会」のような運動団体は、＜家族の習俗＞を認識し批評する活動を展開したという意味で「モラリスト (=道徳家)」の系譜に位置づく一群の人びと、と考えることができよう。

「生活改善協会」に関して、R. タルミー, F. テボー, M. メスによる先行研究は総じて、キリスト教の教義に依拠し宗教感情に訴えることを重視したことを同団体の基本的性格として紹介している⁵。本稿は、こうした先行研究の成果をふまえながら、しかし、これまで本格的に検討の俎上に載せられたとは言いがたい「習俗の無規律」概念および、それを基盤とする同団体の道徳論の検討を行うものである。

なお、本稿で用いるアソシアシオン (associations) という用語⁶は、さしあたり「結社」という意味であるが、後述（第Ⅱ章）するように、フランス第三共和政期（1870-1940年）は家族に関係する運動団体が簇生した時期である。こうした団体の活動を基盤として、第二次世界大戦後1945年3月3日の法令によって「家族結社全国連盟」Union Nationale des Associations Familiales (UNAF) と

* 鳥取大学地域学部地域教育学科

呼ばれる組織が制度化され、この組織が個々の家族の意見を集約し公権力に意見表明することで家族政策の形成過程で影響力を行使できる仕組みが整えられた⁷。「家族結社全国連盟」を上部組織とする比較的小規模の組織やネットワークが「家族結社 (associations familiales, 以下括弧をはずす)」であり、家族結社は、個々の家族と国家を媒介する「インターフェース」として位置づけられている⁸。本稿は、こうした「インターフェース」性の具体的な内容を解明するひとつの素材として「生活改善協会」の「習俗の無規律」概念および道徳論を取り上げる⁹。

II. 黎明期の家族結社——その簇生——

戦後フランスの「家族結社全国連合」(UNAF)の系譜に連なる運動団体としては、たとえば、乳幼児死亡率低下に取り組んだ団体、児童虐待防止団体、少年非行問題に取り組んだ団体、性病・性教育に取り組んだ団体、労働者家族の利益保護団体、フェミニスト団体、多子家族の利益保護団体、産児制限運動団体、など様々な種類の運動団体がある¹⁰。筆者はこれまでにも、乳幼児死亡率低下に取り組んだ団体、児童虐待防止団体、少年非行問題に取り組んだ団体について検討を行ってきた経緯があるが¹¹、近年は特に、少子化問題との関連において多子家族の利益保護団体および出産奨励運動団体を検討する研究作業を行っている¹²。その際、「フランス人口増加連合」という団体を中心に検討してきたわけであるが、同団体は多子家族の利益保護団体と出産奨励運動団体という両方の側面をもっている。同団体はたとえば、家族手当制度の拡充を出張するが、これは多子家族の利益を保護するとともに、多子家族を増大させるための手段としても考案・提示されたのである。この点、近年の日本で政治的論点となっている「児童手当」の拡充や「子ども手当」の創設といった少子化対策の制度改革が「産めよ殖やせよ」政策的な要素をもっているという疑念を完全に払拭することはできない¹³。

「生活改善協会」はP.ビュローによって1912年に設立されたが、その前年（1911年）までに以下のような家族結社が簇生していた。比較的小規模でローカルな団体も含まれているが、「生活改善協会」の成立に際して、同団体を取り巻く状況を知る意味で示しておこう（表1）。

表1は、1896年に設立された「フランス人口増加連合」の創設者J.ベルティヨンの主著『フランスの人口減退』(1911年)から筆者が作成したリストである。ベルティヨンは自らが拠点とする運動団体の周辺に9つの家族結社があると認識していたわけであるが、家族政策研究者のM.メスは、こうした諸団体は「出産奨励運動団体 (Les natalistes)」と「家族擁護団体 (Les familiaux)」に大別できると指摘している。メスは、「家族擁護団体」の基本的性格は、多子家族の生活水準の向上や利益保護を目指す点にあるとする。これに対し、「出産奨励運動団体」は、多子家族の利益保護を目指すだけでなく、多子家族を増大させようとし、その手法として「教育的方法 (les mesures éducatives)」に注目するようになったという重要な指摘を行っている¹⁴。

表1（②～⑩）に挙げたような「家族擁護団体」は、やがて諸団体を統合する上部組織「多子家族協会国民連盟」(1921年創設)を頂点とするネットワークとして結合していくこととなる¹⁵。これに対し、「出産奨励運動団体」としてメスが挙げているのは、①「フランス人口増加連合」と本稿で検討する「生活改善協会」の2団体のみである¹⁶。これは出産奨励運動における「生活改善協会」の占める位置の大きさを示すものであり、両団体の関係についても今後検討を深めていくべきであろう。同団体の機関誌Pour la vieは1914年から1974年まで刊行が続いているが¹⁷、1974年以降の活動はどうなっているのか、存続したのか、他団体に吸収されたのか、といった点は今後の課題とせざるをえない。

	団体名	設立年	備考
①	「フランス人口増加連合」	1896年	J.ベルティヨンにより設立。
②	「多子家族の父親の要求委員会」	1906年	フランス南部モンペリエで設立。
③	「多子家族同盟」	1898年	フランス中部アンドル県で設立。
④	「多子家族の父母協会」	1908年	10人の子どもの父親である将校 S.メールにより設立。
⑤	「モンペリエ家族」	1894年	モンペリエで設立された。②の「多子家族の父親の要求委員会」より「アカデミックな」性格が強いとされる団体。
⑥	「ウールの家族同盟」	1899年	フランス北部ウール県で設立。
⑦	「エブルーの家族同盟」	不詳	フランス北部エブルーの団体。
⑧	「称賛されるべき家族の父親同盟」	不詳	フランス南東部イゼール県で設立され、子ども4人以上の「称賛されるべき家族」の団体
⑨	「ガールの多子家族の父親による県民連合」	1907年	フランス南部ガール県において設立。
⑩	「シャロン・シュル・マルヌの家族の父親の同盟」	1908年	フランス北東部マルヌ県において設立。

出典：Bertillon, J., *La dépopulation de la France*, Félix Alcan, 1911, pp. 247-249より作成。

III. 「生活改善協会」の運動方針

「生活改善協会」は、会長P.ビュロー (Paul Bureau, 1865-1923) と副会長G.ロシニヨル (Georges Rossignol, 1864-?)、É.ジョルダン (Édouard Jordan, 1866-1946) らを理論的リーダーとして設立された。同団体は1917年時点ではフランス全土に約6,000人の会員を有しており¹⁸、「フランス人口増加連合」の同時期（1914年）の会員数が1,321人であった¹⁹ことと比較すると、会員数に限ってみれば1910年代最大の出産奨励運動団体であったということも可能である。もっとも、そう単純に評価することはできない。「フランス人口増加連合」には政治家や行政官などの支配層に属する会員が設立当初から多く含まれており、さらに1913年に「公益承認非営利組合」の認可を政府から受け、補助金や寄付などの面で優遇措置を受けるなど活動の基盤を強固にしていたことで、その後1939年に25,335人への会員数を増加させ、出産奨励主義的な家族政策の基本を定めた「家族法典」(1939年制定)の起草委員5人のうち2人が「フランス人口増加連合」のメンバーから選ばれるなど²⁰フランス出産奨励運動の中核を担ったのはあくまで「フランス人口増加連合」であった。「生活改善協会」は、以下にみるようにパンフレットの印刷・配布に際して「フランス人口増加連合」の協力を得るなど、「フランス人口増加連合」の周辺で活動する「別働隊」としての性格を有していたと考えられる。

それでは、「生活改善協会」が設立当時に示した運動方針を中心に考察を行うこととした。機関誌創刊号の巻頭論文として収録されたビュローの論文「私たちの存在意義」²¹には、1912年秋に開催された有志による会合が同団体の母体となっているという設立経緯に関する情報を得るほか、同団体の基本方針に関して以下の三点を中心として議論が展開されている。

第一に、同団体は、避妊の普及を旨とするネオ・マルサス主義の教義と実践に対抗し、人々の良

心の中に「生命を伝達する義務 (le devoir de la transmission de la vie)」の感情を呼び覚ますことを目的とするプロパガンダを行うことを同団体の目的とする。この「生命の伝達」は、最も深い部分で道徳的行為 (activité morale) に根ざすものである。

第二に、人口減退 (dépopulation) とは、破滅であり、外国人の侵入 (l'invasion étrangère) であり、領土の割譲 (le démembrement du territoire) をも意味する。これを阻止するためには、個人的・家族的エゴイズムを抑制し、出生率を上昇させるためのプロパガンダが必要である。

第三に、同団体は「フランス人口増加連合」の支援により、すでに5つのパンフレットを印刷し、15万部を配布した。今後とも「フランス人口増加連合」のような団体とは友好関係を維持していく方針であるが、独自性をも打ち出していく予定である、という。

次に、「生活改善協会」の「綱領」ともいえる「方針に関する宣言 (Déclaration de principes, 以下「宣言」)」²²を取り上げてみよう。機関誌創刊号に掲載されている「方針に関する宣言」は6項目から成っているが、次のような項目については「フランス人口増加連合」の運動方針と共通するものである。たとえば、「全て人間は、国防に貢献する義務があるのと同様に、祖国の永続に貢献する義務がある」(第2条), 「多子家族への支援に、国家は特に配慮すべきである」(第4条), 「墮胎やアルコール中毒、ポルノグラフィーなどの抑制に国家は配慮すべきである」(第5条), といった項目である²³。

また、全体として出生率上昇の鍵を法制や経済的支援などの制度改革ではなく、人々の道徳 (morale) の問題に焦点化して出生率上昇を図ろうとしている点は、「フランス人口増加連合」にもみられる傾向であるが、道徳問題への執着の度合いという点については、「フランス人口増加連合」よりも強いと考えることができる。1896年から死去する1902年まで「フランス人口増加連合」の会員であった小説家・ジャーナリストのエミール・ゾラ (1840-1902) は、「フランス人口増加連合」設立当初から同団体関係者の論調への不満として次のように述べていた。

「これ〔人口減退、引用者注〕は何よりもまず習俗の問題なのだから、言葉や新聞や書物によって新たな状況と多子家族の繁栄を助長するような習俗 (moeurs) の理想をもたらさないかぎり、嘆かわしい現状を変えることはできないと私は考える。」²⁴

このようにゾラは習俗論を展開し、言葉や新聞や書物による「習俗の改良」の必要性を訴え、この任務は立法家ではなく「モラリスト」と著述家と詩人に委ねられるとしていた²⁵。

ここで「生活改善協会」に立ち戻るならば、同団体の「宣言」第1条は次のように書かれていることが注目される。

「法制的・税制的・経済的方法を採用するだけでは、フランスの出生率を十分に上昇させることはできない。なぜなら、私たちの社会では、生命の伝達は大部分の大人にとって、ただ本能のおもむくままというわけではなく、自覺的で自由意志にもとづく行為となっており、さらに、義務の感情と道徳的尊厳性 (la dignité morale) に訴える必要があるからである。それゆえ、偉大なる道徳的教義 (les grandes doctrines morales), 寛容の鼓吹者 (inspiratrices de générosité), 生命の淵源 (sources de vie) は、至上の尊厳に値するものである。」²⁶

このように「生活改善協会」は、現状における「生命の伝達」(つまり生殖) のあり方が、本能よ

りもむしろ個人の自覚と自由意志に委ねられ、その結果として出生率の上昇が十分ではないことを問題としている。ここでは、「本能のままの生殖＝繁殖」、「自由意志による生殖＝産児制限」と認識されていると考えることができる。そうした現実を直視しつつ出生率上昇を図ろうとするならば、「義務の感情」と「道徳的尊厳性」に訴えることが必要であることが論じられているのである。「生活改善協会」の道徳論は「義務の感情」との強く結びつけられる傾向が強いことに留意する必要があろう。

IV. 「習俗の無規律」論の内容

ポール・ビュローは『社会学的方法入門』²⁷（1923年）などの著作を著した社会学者であった。ビュローにあって、「習俗の無規律」とは、「性的無規律 (l'indiscipline sexuelle)」と同義であるとされ²⁸、売春、避妊、堕胎、ポルノグラフィーなど「生殖」ないし「生命の伝達」と直接的に結びついていかないセクシュアリティの増殖を意味しており、独身生活やネオ・マルサス主義運動に代表される「性的無規律」の蔓延こそがフランスの人口減退の原因であるとされている²⁹。とりわけ堕胎に関しては、ネオ・マルサス主義運動に参加し「堕胎の権利」を主張したマドレーヌ・ペルティエ (Madeleine Pelletier, 1874-1939) を名指しで批判している³⁰。

ビュローは、全15章から成る著作『習俗の無規律』の第XIV章を「宗教的信仰」、第XV章を「キリスト者の道徳」と題して論じキリスト教教義に依拠した道徳を普及させることによって人口減退に対処しようとしている³¹。

しかしながら考えてみると、キリスト教徒が行動の模範としたイエスは独身であったのだし、キリスト教的結婚の理想とされたヨセフとマリアの結婚には肉体関係が欠如し、マリアの処女性が強調されさえした³²。この点を考慮するならば、キリスト教教義が出産奨励運動を正当化し権威づけてくれるとは限らないようにみえる。むしろ、キリスト教の人口思想は、貞節・純潔・処女性を尊ぶ禁欲思想と「生めよ、ふえよ、地を満たせ」(「創世記」)³³に象徴される多産を礼賛する思想の両面をもっており、また、時代や宗派による差異をともなってもいた³⁴。

ビュローは、カトリック教会と諸宗派との間には、性道徳に関して「格別な一致」がみられるところながら事実上カトリック教会の教義の伝統を重視する姿勢を示したうえで³⁵、「習俗を規律化 (discipliner les moeurs)」し、「家族を強化する (consolider la famille)」方向性を打ち出す議論を開いている。独身生活における貞節・純潔の重要性を論じるとともに、一夫一婦制の家族を前提として、婚姻外における生殖を戒め、かつ婚姻生活における多産を賛美するというものであり³⁶、「性的無規律」に対置される「調和のとれた性道徳 (une morale sexuelle cohérente)」³⁷という価値を重視する。そして、やむなく産児制限を行なう場合にも禁欲 (la continence) という方法だけによるべきであると論じている³⁸。こうした立場は1930年にローマ法王ピオ11世 (Pius XI) が出した「勅令」(Encyclical) と通じるものであり、伝統的にカトリック教会の公式見解として踏襲されている見解でもあった³⁹。

禁欲に関するビュローの議論は、婚姻＝家族という枠に肉欲を閉じ込め、禁欲的な精神性を重視するキリスト教教義の伝統に沿うものであり、婚姻生活における避妊の普及を目指したネオ・マルサス主義運動や、独身生活の長期化について、肉欲＝性的快楽の追求を断罪する観点⁴⁰から批判的な議論を開いている⁴¹。

しかしながら、ビュローは性に関するカトリックの教義を信徒に伝達する主要な場であった「告解 (confession)」⁴²を「習俗の規律化」の主要な場とは考えていなかった。ビュローの念頭に置かれ

ていたのは「告解」の儀式ではなく、むしろ出版物や学校教育の影響力であった。彼は同書の第XII章を「若者の教育者（éducateurs）と出版業者（publicistes）の役割」という主題にあてて教育論を展開し、性欲を生殖へと結びつけることが真の性教育であることを論じている⁴³。また、同書の第V章においては次のように述べている。

「若者および大人に対する新たな教育システム（un système nouveau d'éducation des adolescents et des adultes）の採用なくして、[人口減退問題の、引用者注] 解決は不可能である。また、深い部分で、習俗と道徳的性向（des moeurs et des dispositions morales）の改革がともなわれなければ、あらゆる法制的・経済的改革は無駄に終わるであろう。」⁴⁴

このように、ビュローは法制的・経済的改革のいわば「土台」となるものとして「新たな教育システム」を論じ、その主要な任務が「習俗と道徳的性向の改革」にあたると論じている。

ビュローは、人口減退が社会問題化されたフランス第三共和政期の時代状況を強く反映させながら、「家族が社会に果たすべき第一義的な役割」が、民族（la race）の維持と、民族の人員確保（recrutement）にあることを強調する⁴⁵。この点は、第II章第2節で検討した「生活改善協会」の「宣言」第2条が「全て人間は、国防に貢献する義務があるのと同様に、祖国の永続に貢献する義務がある」と定められていたことと通底するものであるが、ビュローをはじめとする「生活改善協会」関係者がキリスト教教義の伝統を重視したことは事実であるとしても、人口減退という社会問題として家族を論じる視点が主要な関心事となっていたことは否定できない。また、「習俗の規律化」を行う主要な場として想定されていたのも「告解」の儀式などではなく、出版物や学校教育であったことも重要な点である。

V. 人口の量と質をめぐる議論

「生活改善協会」は、性道徳に関わって、人口の量と質をめぐる論点にも考察を及ぼしていたことは注目に値する。「生活改善協会」の理論家のひとりであり、ソルボンヌの歴史学教授であったÉ.ジョルダン『優生学と道徳』⁴⁶（1931年）がその代表的なものである。

チャールズ・ダーウィンのいとこフランシス・ゴルトンを始祖とする優生学はヨーロッパ諸国やアメリカに地域差をともないながら影響を及ぼした⁴⁷。フランスでは1913年にフランス優生学会が設立されたが、ナチス・ドイツのような強制断種法は作られず、断種論議も高揚しなかったことが指摘されている⁴⁸。こうした優生学をめぐるフランスの論調を大きく規定していたのが人口減退問題である。断種は人口増殖の妨げとなるのであり、人口が伸び悩んでいるフランスでは断種という方法は忌避される傾向が強かったのである。

こうした思惟傾向は、人口の質をめぐる考察にも影響を及ぼす。ジョルダンは、優生学が人口の質を高める方法であることを認めながらも、出生率が伸び悩んでいるフランスの現状からすれば人口の量を増やすなければ質が高まらないと論じている⁴⁹。

さらにジョルダンは、同書の第IX章を「優生学・墮胎・嬰児殺し」とし、これらに出産奨励運動に対立する共通の要素があることを指摘したうえで、ネオ・マルサス主義運動ないし産児制限運動の側に位置づける⁵⁰。ジョルダンにあって優生学は墮胎や嬰児殺しと同様「性的無規律」という道徳性の問題とみなされていたのである。

もっとも、ジョルダンは人口の質を高めるという考え方自体は否定しない。それは、ジョルダン

が断種という方法を「ネガティブ優生学 (eugénisme négative)」と呼び、むしろ好ましいのは「ポジティブ優生学 (eugénisme positive)」であるとしていることに表れている⁵¹。断種=不適格（とみなされる）者の禁絶が「ネガティブ優生学」、適格（とみなされる）者の増大が「ポジティブ優生学」ということであろうが⁵²、ジョルダンが「ポジティブ優生学」というタームを使用することで強調したのは、「生命の伝達」が行われ多子家族が形成されることが人口の質向上に不可欠であるという点である。ネオ・マルサス主義者が「量より質を」と議論するのに対して「量も質も」というのがジョルダンの主張であった。

1930年代における優生学をめぐる「生活改善協会」の議論は「フランス人口増加連合」と歩調を合わせている⁵³。「フランス人口増加連合」のメンバーの中では、F.ボヴェラが機関誌に「量と質」、「優生学」という論文を発表しているのが代表的な例であるが、両団体とも断種=「ネガティブ優生学」に反対の論陣を張り、同時に断種を推進する勢力であるネオ・マルサス主義運動を抑制する必要性を主張している。断種は人口減退を促進し、フランスという国家を滅ぼす危険性があるとみなされるがゆえに出産奨励運動団体から批判の対象とされたのである⁵⁴。

VII. 「習俗の規律化」と学校教育

「生活改善協会」の理論家のひとりロシニヨルの『マルサス主義と性的不道徳に対抗する活動における学校の役割』は、1924年9月にストラスブールで行われた第6回「出生率会議」におけるロシニヨルの報告をまとめ出版した著作である⁵⁵。この「出生率会議」とは、政府や行政機関が主催したものではなく、「フランス人口増加連合」など家族結社が、この問題に詳しい論者らを招いてフランスの出生率の問題について話し合う全国的会合であり、1920年から年に約1回の間隔で開催されていた。第1回会議の開催を予告する「フランス人口増加連合」機関誌の記事によれば、会合の企画・提案者のひとりとしてビュローの名前が記されている⁵⁶。また、会合は5つの分科会（①教育、学校教育とプロパガンダ、②宗教的活動、③衛生と育児学、④公権力の活動、⑤職業的活動）分けられていたのであるが、第一分科会の論題のひとつが「習俗の規律化 (la discipline des moeurs)」とされていることが注目される⁵⁷。ビュローの著作『習俗の無規律』(1920年)は、出産奨励運動関係者の関心の高い論点を扱っていた様子が窺える

ロシニヨルは、同書の冒頭など数箇所でビュローの著作『習俗の無規律』に言及し⁵⁸、壳春、避妊、墮胎、ポルノグラフィーなど性的不道徳をいかに克服するのかという論点に焦点化し議論を開いている。とりわけ、同書のタイトルにある「マルサス主義」というタームは産児制限の手段としての避妊と同義として使用され⁵⁹、この運動を打破するためのいわば「防波堤」として学校教育が活用できないかというのがロシニヨルの最大の関心事だったと考えられる。ロシニヨルが、小学校の「道徳」、「歴史」、「地理」その他において「生命を伝達する義務」を教えることの重要性に踏み込んでいる点は、ビュローの著作『習俗の無規律』にはみられないオリジナルな議論である。ロシニヨルは、多産な家族における生活が、①エゴイズムの抑止につながる、②フランスという国家の永続を保証する、③植民地帝国の維持を可能にする、④外国人の平和的または武力的な「侵入 (l'invasion)」を阻止することを可能にする、という観点から家族の価値を小学校において教えることを提言している⁶⁰。

1864年生まれのロシニヨルの経歴については、没年が不明であるなど分からぬ点が多いのだが、彼の1913年の著作『独身者と一人息子の国』⁶¹には、自身が歴史と地理の教員資格者 (agrégé) であることが記されている⁶²。

また、ロシニヨルは『独身者と一人息子の国』において「著述家の義務」という章を設け、退廃（デカダンス）的生活を助長するような文章を書く著述家を批判し、むしろ家族と祖国の価値を称揚する文章の執筆を求めている⁶³。このようなロシニヨルの基本的関心は、『マルサス主義と性的不道徳に対抗する活動における学校の役割』の末尾における次のような三つの「請願」に集約されたと考えられる。彼は、今後は立法家と教育者との協力関係が不可欠であるとして次のような「請願」を記している。

- 「1. 道徳性と出生率にとって望ましい社会的・家族的環境を創造する使命を、とりわけアルコール中毒、散らかった部屋、ポルノグラフィー、公然たる不品行をなくしていく使命を政府や立法家が負うこと。
- 2. 政府や立法家は、マルサス主義と性的不道徳に抗する、あらゆる階梯、すべての宗派の学校と教師の活動を奨励し援助すること。
- 3. 政府や立法家が、任務の本質的部分として、国の道徳的・数的復興のためのキャンペーンに関わること。」⁶⁴

このようにロシニヨルの学校教育論は、「習俗の無規律」の克服という目標論を内包し、出生率回復に向けた教育内容が論じられるとともに政府と立法家の積極的関与を求めるものであった。

「フランス人口増加連合」は機関誌（1920年11月号）においてビュローの著作『習俗の無規律』に関して2ページにわたる書評を掲載している⁶⁵。この書評を執筆した「フランス人口増加連合」のF.ボヴェラは、ビュローの『習俗の無規律』を「出生率問題に関する書かれた最も深遠なる社会学的研究」と好意的に紹介している。そして、結婚前における不品行であれ、結婚後の避妊や姦淫であれ、性的本能を満たす行動の総体である「習俗の無規律」こそ、出生率低下の原因であることを同書が明らかにしているとし、独身生活における貞節、婚姻生活における貞節と多産、そして、やむなく産児制限を行なう場合にも唯一、禁欲（la continence）という方法だけを認めるという「道徳秩序（l'ordre moral）」をビュローが論じている点を高く評価している。また、ビュローの教育論に関して、学校、書物、新聞による「健全な教育（une saine éducation）」に関する議論であると紹介し、この教育は家族を育て（élever une famille）本能を支配する（dominer leurs instincts）ことができる屈強な人間と教師を養成すると指摘している⁶⁶。この、性に関する「本能を支配する」ことを目指した教育という指摘は、ビュローの教育論の本質を言い当てていると言えよう。

VII. 結び——「モラリスト」の共同体——

本稿では「生活改善協会」の運動方針や代表的理論家たちの言説をテクストに即して検討してきた。考察によって明らかとなったことは以下の三点に集約されると考えられる。

第一に、これまで先行研究が指摘してきた「生活改善協会」の基本的性格であるところの「キリスト教の教義に依拠し宗教感情に訴えることを重視した」という点に関しては、ビュローの主著『習俗の無規律』に即しても、「フランス人口増加連合」と比較した場合にも首肯しうるものである。ただし、その具体的な意味において、売春、避妊、堕胎、ポルノグラフィーなど「生命の伝達」（=生殖）と直接的に結びついていないセクシュアリティの増殖を批判し、生殖を「義務の感情」と結びつける道徳論が「生活改善協会」の議論の根幹に据えられていたことが重要である。

第二に、「生活改善協会」が宗教感情に訴えることを重視したといって、礼拝や「告解」の儀式

を推奨したというわけではなく、出版業者の役割の重要性を説くとともに学校教育が「習俗の無規律」の克服の任務にあたることが論じられていたことも本稿の考察によって明らかとなった。その意味で「生活改善協会」は宗教感情に訴えることを重視しながらも出版業者や学校教育という世俗的な手段に期待したのである。この点で先行研究が描いてきた「生活改善協会」のイメージはミス・リーディングであり修正されるべきであろう。

第三に、「生活改善協会」のような家族結社が、家族と国家の「インターフェース」となったということの意味である。家族結社は、個々の家族そのものでもなければ国家そのものでもない。むしろ、家族と国家の間にあって影響を及ぼしている。そして「生活改善協会」関係者の言説に即して考えれば、〈家族の習俗〉のあり方、とりわけ「生命の伝達」に直接的に結びついていかないセクシュアリティを「性的無規律」と批判し、「義務の感情」に訴える道徳論を展開した。法制的・税制的・経済的方法とは異なる意味づけを与えられる、家族結社の道徳論こそが家族と国家の「インターフェース」ということの内実であり、著述家や出版業者、そして学校教師がいわば「モラリスト」の共同体として〈家族の習俗〉のあり方に影響力を及ぼす体制が構想されていたと考えることができる。しかも、その影響力は出生率上昇という目標に向けられていたのである。自由意志を前提としつつ、立法家とは異なる方向から多子家族の形成を義務と感じられるようにすることが著述家・出版業者・学校教師に期待されたのである、「モラリスト」の共同体の中軸に位置し指導者たらんとしたのが「生活改善協会」であった。第二次世界大戦後に「生活改善協会」など団体が「家族結社全国連合」として組織化されていく過程を解明することは今後の課題として残されているが、同団体が「モラリスト」の共同体を作ろうとした際、教員養成の段階にまで働きかけたのか、それとも既存の学校教師に手引書やパンフレットによって啓蒙的に働きかける方法をとったのかは注目されるところである。

「家族に関する1994年7月25日の法律」⁶⁷の第41条は「政府は、家族運動やそれにふさわしい組織を動員するために、毎年、家族に関する国民会議を開催するものとする」と定めている。こうした家族政策の形成プロセスに家族結社が関与する仕組みの歴史的展開について今後とも検討を重ねていくこととしたい。

註

- 1 〈家族の習俗〉を問題化した代表的論者として小説家・ジャーナリストのエミール・ゾラ（1840-1902）や統計学者のジャック・ベルティヨン（1851-1922）を挙げることができる。拙稿「フランス出産奨励運動における教育と福祉——エミール・ゾラの人口減退論からの眺望——」『地域の教育福祉諸機関の連携に関する総合的研究——新しい専門性の形成をめざして——』（鳥取大学地域学部地域教育学科・生涯教育総合センター、2007年度科学研究費補助金〔基礎研究B 課題番号17330167 研究代表者：田丸敏高〕）17-28頁、同「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育——「フランス人口増加連合」を中心として——」『教育学研究』（日本教育学会）第75巻第3号、14-26頁、参照。
- 2 団体名“Ligue pour la vie”を「生活改善協会」と訳すことに関しては、リタ・タルマン編『ファシズムと女性たち』（山田直・田代茉訳、三峰書房、1990年）110-128頁、に従った。
- 3 Bureau, P., *L'indiscipline des moeurs*, Librairie bloud & gay, 1920, 608p.
- 4 宮澤康人は、『アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』におけるアリエスの「モラリスト」の用語法について論じ、アリエスのいう「モラリスト」が「moeurs（風俗、慣習）を認識し批評する作家」という意味

をはみだして、ほとんど「教育者」と同じ意味で用いられていることを指摘している。「アリエスの近代と子ども・家族・学校」宮澤編『社会史のなかの子ども』新曜社、1988年43-44頁。

- 5 Talmy, R., *Histoire du mouvement familial en France (1896-1939)*, Union nationale des caisses d'allocations familiales, 1962, t. I .pp. 171-179, Thébaud, F., "Maternité et famille entre les deux guerres", Sous la direction de Thalmann, R., *Femmes et fascièmes*, Éditions Tierce, 1986, pp. 85-97. (邦訳、前掲『ファシズムと女性たち』110-128頁。), Messu, M., *Les politiques familiales*, Les éditions ouvrière, 1992, pp. 17-18.
- 6 本稿は、高村学人『アソシアションへの自由』(勁草書房、2007年)に倣って"association"の訳語を基本的に「アソシアション」とするが、個々の団体の実態や活動に即して論じる際には「結社」や「家族結社」を用いる。「アソシアション」は、個別の「結社」「家族結社」を総合した高次の概念として用いる。
- 7 *Journal officiel de la république française*, année 1945, pp. 1137-1138. 1994年以降は、政府が「家族に関する国民会議」を開催することが義務づけられており、これに出席することで家族結社は、家族政策への影響力をいっそう強めた。丸山茂『家族のメタファー』早稲田大学出版部、2005年117頁。
- 8 De Luca, V. (Dir.), *Pour la famille. Avec les familles. Des associations se mobilisent (France 1880-1950)*, L'harmattan, 2008, p. 7.
- 9 家族結社という用語は第二次世界大戦後に公式的に使用されるようになるが、本稿では、戦後の「家族結社全国連合」の系譜に連なっていく団体をも家族結社と呼称することとする。なお、筆者がこれまで取り扱ってきた「フランス人口増加連合」は「人口と未来国民連合」と名称を変えつつ現在も活動を続ける家族結社である。「家族結社全国連合」のホームページ (<http://www.unaf.fr/>) を参照。
- 10 De Luca, V. (Dir.), *ibid.*
- 11 摘稿「フランス第三共和政期における人口問題と家族思想——ポール・ストロースを中心として——」『地域学論集』(鳥取大学地域学部紀要)第2巻第2号、2005年229-242頁、同「フランス第三共和制政前期における「父権」批判と児童保護政策——Th. ルーセルと1889年児童保護法——」『日本教育政策学会年報』第8号、2001年140-154頁、同「フランス第三共和制政期における児童保護政策の基本理念——1898年児童虐待防止法と監獄総協会——」『研究科紀要』(東京大学大学院教育学研究科)第41巻、2002年97-106頁。
- 12 摘稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」『教育学研究』(日本教育学会)第75巻第3号、2008年14-26頁、同「1930年代フランスにおける少子高齢化問題と出産奨励運動」『日本教育政策学会年報』第16号、2009年140-154頁。
- 13 赤川学『子どもが減って何が悪いか!』筑摩書房、2004年、参照。
- 14 Messu, *op. cit.*, p. 23.
- 15 Cf. Pollard, M., *Reign of virtue*, The university of Chicago, 1998, p. 11.
- 16 *Ibid.*, pp. 16-18.
- 17 フランス国立図書館の蔵書目録による。
- 18 Talmy, *op. cit.*, p. 174.
- 19 Thébaud, F., "Le mouvement nataliste dans la France de l'entre-deux-guerre", *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, Vol. 32, 1985, p. 278.
- 20 Talmy, R., *op. cit.*, p. 233.
- 21 *Pour la vie* (1914年1月15日号)
- 22 *Pour la vie* (1914年1月15日号)
- 23 摘稿「フランス第三共和政期の出産奨励運動と教育」17-19頁。
- 24 Zola, É., "Dépopulation", *Le Figaro*, le 23 Mai, 1896.

- 25 *Ibid.*
- 26 *Ibid.*
- 27 Bureau, *Introduction à la méthode sociologique*, Librairie bloud & gay, 1923.
- 28 Bureau, *L'indiscipline des moeurs*, p.32.
- 29 *Ibid.*, pp. 7-114.
- 30 *Ibid.*, p. 157.
- 31 *Ibid.*, pp. 534-562, pp. 563-591.
- 32 Flandrin, J., L., *Le sexe et l'occident*, Seuil, 1981, pp. 102-103. (宮原信訳『性の歴史』藤原書店, 1992年123頁。)
- 33 日本書刊行会『新改訳 聖書』「創世記」1章28節
- 34 日本人口学会『人口大事典』培風館, 2002年244-245頁（柴田英樹執筆箇所）。なお、キリスト教の一派であるモルモン教のように一夫多妻制をとる宗派までも存在しており、キリスト教諸派の家族思想は一様ではない。Solé, J., *L'amour en occident*, Albin, michel, 1976, p. 81. (西川他訳『性愛の社会史』人文書院, 1985年104頁。)
- 35 Bureau, *L'indiscipline des moeurs*, p. 564.
- 36 *Ibid.*, pp. 284-477.
- 37 *Ibid.*, p. 284.
- 38 *Ibid.*, p. 284. *bid.*, pp. 414-477.
- 39 前掲『人口大事典』303頁（小島宏執筆箇所）。
- 40 キリスト教教義においては、2世紀から20世紀にいたるまで性的快楽の追求は一貫して厳しく断罪され、たとえ夫婦間での交接でも快楽が追求されれば姦淫に等しいものとされた。フランドラン, 前掲書122頁。
- 41 Bureau, *L'indiscipline des moeurs*, pp. 7-114.
- 42 Flandrin, J., L., *Famille*, Seuil, 1984, p. 159. (森田・小林訳『フランスの家族』勁草書房, 1993年240頁。) 1215年の第4回ラテラノ公会議以降、カトリック教会は最低年1回の告解を義務づけ、神の赦しを祈ることとされた。
- 43 Bureau, *L'indiscipline des moeurs*, pp. 509-517.
- 44 *Ibid.*, p. 263.
- 45 *Ibid.*, p. 343.
- 46 Jordan, É., *Eugénisme et morale*, Librairie bloud & gay, 1931, 216p.
- 47 米本昌平・松原洋子・櫻島次郎・市野川容孝『優生学と人間社会』講談社, 2000年。
- 48 ただし、結婚前に性病などの検査を受けることを義務づける法律が1942年に作られている。同上141-168頁（櫻島執筆箇所）。
- 49 Jordan, *op. cit.*, pp. 27-36.
- 50 *Ibid.*, pp. 104-115.
- 51 *Ibid.*, pp. 8-15.
- 52 アダムズ, M., B., 『比較「優生学」史』(佐藤雅彦訳) 現代書館, 1998年, 参照。
- 53 Schneider, W. H., *Quality and quantity*, Cambridge university press, 1990, pp. 170-207.
- 54 Boverat, F., "Qualité et quantité", *Bulletin de l'alliance nationale pour l'accroissement de la population française* (1920年8月号, 以下, *Bulletin*. と略記し発行年と号数を示す。) pp. 399-403, "Eugénisme", *Bulletin*. (1933年3月号) pp. 69-73. ポヴェラをはじめとするフランスの出産奨励運動家が断種を是とする優生学者に対する批判的立場をとったことについてはA. キャロルの次の文献でも指摘されている。Carol, A.,

Histoire de l'eugénisme en France, Seuil, 1995, p. 269.

55 Rossignol, *Le rôle de l'école dans l'action contre le malthusianisme et l'immoralité sexuelle*, 表紙頁。

56 *Bulletin*. (1920年8月号) p.427.

57 *Ibid.*, p. 428.

58 Rossignol, op. cit., p. 3, p. 12.

59 ただし、産児制限運動史上では「マルサス主義」と「ネオ・マルサス主義」を厳密に区別する場合もある。経済学者であると同時に牧師でもあったロバート・マルサス（1776-1834）は、結婚生活における「道徳的節制（禁欲）」の必要性を主張した。これに対し、「ネオ・マルサス主義」は、マルサスのいう「道徳的節制（禁欲）」ではなく、避妊という手段を認め産児制限運動を展開した。

60 *Ibid.*, pp. 6-10.

61 Rossignol, G., *Un pays de célibataires et de fils uniques*, Librairie ch. delagrave, 1896. (筆者は1913年版を用いた)

62 *Ibid.*, 中表紙。

63 *Ibid.*, pp. 183-213.

64 Rossignol, *Le rôle de l'école dans l'action contre le malthusianisme et l'immoralité sexuelle*, p. 20.

65 *Bulletin*. (1920年11月号) pp. 520-521.

66 *Ibid.*, p. 521.

67 “Loi n°94-629 du 25 juillet 1994 relative à la famille”, *Journal officiel de la république française*, année 1994, pp. 10739-10747. 同法について丸山茂『家族のメタファー』早稲田大学出版部, 2005年117頁も参照。

付記：本稿は平成19～22年度科学研究費補助金（若手研究B）による研究成果の一部である。

(2009年10月7日受付, 2009年10月14日受理)